

卒業の認定基準

四国歯科衛生士学院専門学校

卒業の認定に関する方針

本校は歯科衛生士に必要な知識技能を授与するとともに、徳性を涵養することを目的とします。教育方針は地域の歯科医療に貢献できる者として、思いやりのある人間形成を目指すとともに、適格に基礎能力を養成し、先進技術にも積極的に取り組める人材へと育てることを目標とします。

なお、所定の単位(学則 9 条 2 項の卒業までに履修させる総単位数 110 単位とする)を習得し、(学則 20 条 1～3 項)の条件を満たす者に、校長は課程修了の認定を行い、卒業証書、並びに専門士の称号を授与させることとする。

備考

1. 授業科目の成績評価に基づき校長が課程修了の認定を行う。
2. 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。
3. 専門課程歯科衛生士科を終了した者には、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。